



栃木県公報

平成30(2018)年
10月12日(金)
号 外
第 51 号

目 次

規 則

- 栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正…………… 1
- 建築基準法施行細則の一部改正…………… 4

規 則

栃木県規則第四十一号

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成二十八年栃木県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則			栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則		
（趣旨）			（趣旨）		
<p>第一条 この規則は、<u>栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例</u>（平成二十八年栃木県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>			<p>第一条 この規則は、<u>栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例</u>（平成二十八年栃木県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>		
（課税免除又は不均一課税の申請）			（不均一課税の申請）		
<p>第二条 条例第五条の規定により県税の課税免除又は不均一課税の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。）第十一条第一項に規定する課税地を所管する県税事務所に提出しなければならない。</p>			<p>第二条 条例第五条の規定により県税の不均一課税の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。）第十一条第一項に規定する課税地を所管する県税事務所に提出しなければならない。</p>		
申請の区分	提出期限	申請書名（様式）	申請の区分	提出期限	申請書名（様式）
略			略		
条例第三条	取得した特別償	不動産取得税	条例第三条	取得した特別償	不動産取得税

の規定による不動産取得税の課税免除の申請	却設備を事業の用に供した日の属する事業年度又は年の事業税について県税条例第五十八条(地方税法第七十二条の二十五及び第七十二条の二十八の規定による申告納付に係る部分に限る。)の規定により申告納付する期限又は同法第七十二条の五十五の規定により申告する期限	課税免除申請書(別記様式第二号)
条例第四条第一項の規定による固定資産税の課税免除の申請又は同条第二項の規定による固定資産税の不均一課税の申請	取得した特別償却設備である償却資産について地方税法第七百四十五条第一項において準用する同法第三百八十三条の規定により申告する期限	固定資産税課税免除(不均一課税)申請書(別記様式第二号)
の規定による不動産取得税の不均一課税の申請	却設備を事業の用に供した日の属する事業年度又は年の事業税について県税条例第五十八条(地方税法第七十二条の二十五及び第七十二条の二十八の規定による申告納付に係る部分に限る。)の規定により申告納付する期限又は同法第七十二条の五十五の規定により申告する期限	不均一課税申請書(別記様式第二号)
条例第四条第一項の規定による固定資産税の不均一課税の申請	取得した特別償却設備である償却資産について地方税法第七百四十五条第一項において準用する同法第三百八十三条の規定により申告する期限	固定資産税不均一課税申請書(別記様式第二号)

別記様式第一号中「栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号(第2条関係)

不動産取得税課税免除
固定資産税課税免除(不均一課税) 申請書

年 月 日

栃木県 県税事務所長 様

申請者
住所(所在地)
氏名 [名称及び
代表者名] ⑩
個人番号(法人番号)

栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条 不動産取得税の課税免除第4条第1項(第2項)の規定による固定資産税の課税免除(不均一課税)の適用を受けたいので申請します。

課税免除(不均一課税)の要件	新設又は増設した特定業務施設	施設の区分	本店・事務所()・研究所・研修所
		減価償却資産の取得価額の合計	円
		年又は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
		計画認定年月日	
		中小事業者、中小企業者等の判定	該当する ・ 該当しない

区分	所在・地番	構造	延床面積	用途	取得年月日	取得価額	事業の用に供した年月日
課税免除(不均一課税)の適用を受けようとする不動産	家屋		m ²		. .	円	. .
				
				
				
				
	計						
土地 [上記家屋の敷地]	所在・地番	地目	面積	取得年月日	取得価額	上記家屋の建設着手年月日	
	外筆		m ²	. .	円	. .	
	外筆			
償却資産	設備の種類	取得年月日	取得価額	事業の用に供した年月日			
		. .	円	. .			
				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(税務課)

栃木県規則第四十二号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月十二日

栃木県知事 福田 富一

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和三十二年栃木県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の申請)</p> <p>第九条 規則第十条の四第一項及び第四項の知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 二面以上の立面図及び断面図(法第四十三条第二項第一号の規定による許可申請の場合にあつては、二面以上の立面図)</p> <p>五〜七 略</p> <p>(規則第十条の四の二第一項の図書又は書面)</p> <p>第十条 規則第十条の四の二第一項の知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 二面以上の立面図及び断面図(法第四十三条第二項第一号の規定による認定申請の場合にあつては、二面以上の立面図)</p> <p>五・六 略</p> <p>(条例の規定による認定申請)</p> <p>第十二条 条例第七条第三号、第十三条第五号、第十四条第三項、第二十一条、第二十二条、第三十二条第二号又は第三十七条第三号の規定により認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第二号)正本及び副本に次の図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜五 略</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第九条 規則第十条の四第一項及び第四項の知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 二面以上の立面図及び断面図(法第四十三条第一項ただし書の規定による許可申請の場合にあつては、二面以上の立面図)</p> <p>五〜七 略</p> <p>(規則第十条の四の二第一項の図書又は書面)</p> <p>第十条 規則第十条の四の二第一項の知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 二面以上の立面図及び断面図</p> <p>五・六 略</p> <p>(条例の規定による認定申請)</p> <p>第十二条 条例第七条、第十三条第五号、第十四条第三項、第二十一条、第二十二条、第三十二条第二号又は第三十七条第三号の規定により認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第二号)正本及び副本に次の図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜五 略</p>

別記様式第二号中「第7条」を「第7条第3号」に改める。

別記様式第二号の三中「健入、樹上段」を「健入、樹上段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建築課)